（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

3　令和六年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条の二及び第百四十五条の二並びに附則第十四条の三第一項、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十一条並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項の規定に基づき、並びに地方公務員等共済組合法を実施するため、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「及び同法」を「、同法」に、「に規定する後期高齢者支援金等」を「の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金」に、「の納付額」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等（次条第一項及び附則第三十条の二において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付額」に改める。

第二十八条の二第一項中「の納付」を「並びに流行初期医療確保拠出金等の納付」に改める。

第二十九条の四を第二十九条の六とし、第二十九条の三の次に次の二条を加える。

（出産育児交付金）

第二十九条の四　各年度の法第百十三条の二第一項に規定する出産育児交付金は、当該年度の同項に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用の一部に充てるものとする。

（出産育児交付金に関する技術的読替え）

第二十九条の五　法第百十三条の二第二項の規定により健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げるこれらの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

健康保険法第百五十二条の三第一項	前条	地方公務員等共済組合法第百十三条の二第一項
健康保険法第百五十二条の三第二項	厚生労働省令	主務省令
	各保険者	地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する組合（次条及び第百五十二条の五において「組合」という。）
健康保険法第百五十二条の四	保険者	組合
	出産育児一時金等	地方公務員等共済組合法第百十三条の二第一項に規定する出産費及び家族出産費
	厚生労働省令	主務省令
健康保険法第百五十二条の五	保険者	組合
	出産育児一時金等	地方公務員等共済組合法の規定による出産費及び家族出産費
	第百一条	同法第百十三条の二第一項
高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条の見出し	保険者	組合
高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条	保険者、	地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する組合（以下この条及び次条において「組合」という。）、
	保険者及び	組合及び
	保険者の	組合の
	保険者に	組合に
高齢者の医療の確保に関する法律第四十二条第一項及び第二項	各保険者	各組合
高齢者の医療の確保に関する法律第四十二条第三項	保険者	組合

附則第三十条の二中「の納付を」を「並びに流行初期医療確保拠出金等の納付を」に改める。

附則第五十二条の六を削る。

附則第五十二条の七中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「及び同法」とあるのは「、同法」と、」を削り、」及び同法」を」並びに同法」に改め、同条を附則第五十二条の六とする。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同条第一項中「令和五年四月分」を「令和六年四月分」に、「令和四年五月三十一日」を「令和五年五月三十一日」に改め、同条第二項中「令和四年六月一日」を「令和五年六月一日」に、「四・八八五」を「五・〇一六」に改め、同条第三項中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百二十号）」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十号）」に、「令和三年六月一日」を「令和四年六月一日」に改める。